

岐阜県におけるソーシャルワーク実習施設の圏域特徴

－ 実習施設調査の結果から －

後藤 康文 (岐阜協立大学経済学部)

キーワード：ソーシャルワーク実習、実習施設、実習指導者

1. はじめに

社会福祉士の養成カリキュラムは 2021(令和 3)年度から新しいもの(以下、2021 改正)に変わった。2009(平成 21)年度に改正(以下、2009 改正)されてから 2 回目の見直しである。

2021 改正は「地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するためには、(中略)ソーシャルワークの専門職である社会福祉士が、その役割を担っていけるような実践能力を習得する必要がある」ことから見直しされたものである。

いくつかの見直しの中の一つに、「ソーシャルワーク実習」時間の増加があり、2009 改正では「180 時間以上」であったものが、60 時間増え、2021 改正では「240 時間以上」となった。増えたのは実習時間だけでなく、「2 以上の実習施設」で実習することになり、それぞれの実習施設は「機能が異なる」ものでなければならない(注 1)、注 2)。

2021 改正により、社会福祉士養成校(以下、養成校)では、自校のカリキュラムを改めるとともに、増加した実習時間を確保しつつ「機能が異なる」「2 か所以上の実習施設」に実習生を送り出すことになった。

実習施設の複数化(あるいは多種化)は、それだけ実習施設の拡充を求めるものである。しかし、実習生の受け入れは福祉施設にとって義務ではない。また受け入れる際、実習施設には職員である「社会福祉士実習指導者」(以下、実習指導者)が勤務していなければならないが、雇用者である実習施設にとって実習指導者の確保も義務ではない(注 3)。

言い換えれば、2021 改正は社会福祉士養成校にカリキュラム変更を求めるだけでなく、地域における実習施設の状況が「ソーシャルワーク実習」に影響を与えるものといえる。

こうした状況変化を背景に、筆者は「岐阜県内における社会福祉士実習生受入れに関する調査」(注 4) (以下、調査)を行った。本稿は、この調査結果の一部を用いて、岐阜県内における実習施設の状況や「ソーシャルワーク実習」に関する認識について分析することで、岐阜県全体の傾向と実習施設が所在する圏域とを比較し、その差異を明らかにすることを目的とする。

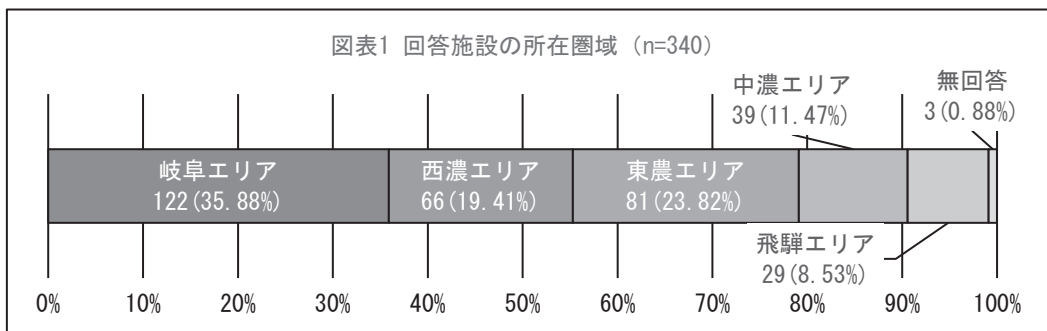
なお、筆者は社会福祉士養成カリキュラムの変更と岐阜県内の実習施設との関連について、すでに論考を行っている(注 5)。本稿はその続編である。

2. 調査結果の概要

調査は、岐阜県内の福祉機関・施設、648 か所を対象(注 5)としたものであり、実習指導者の状況、実習

生の受け入れ意向などを把握するため、郵送法による質問紙調査(自記式)を行った。回答記入は、施設長や管理者といった、実習生受け入れに関し一定の権限を有する「施設・機関の代表者」に依頼した。調査は2021(令和3)年10月から11月に実施し、回答数は340か所(回収率52.5%)であった。

回収票の圏域内訳は「図表1 回答施設の所在圏域」のとおりである。実習施設の所在圏域の分類には行政圏域を用いた。「岐阜エリア」は岐阜市・羽島市・各務原市・羽島郡(岐南町・笠松町)・本巣郡(北方町)・山県市・瑞穂市・本巣市、「西濃エリア」は大垣市・海津市・養老郡(養老町)・不破郡(垂井町・関ヶ原町)・安八郡(神戸町・輪之内町・安八町)・揖斐郡(揖斐川町・大野町・池田町)、「中濃エリア」は関市・美濃市・郡上市・美濃加茂市・可児市・加茂郡(坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村)・可児郡(御嵩町)、「東農エリア」は多治見市・瑞浪市・土岐市・中津川市・恵那市、「飛騨エリア」は下呂市・高山市・大野郡(白川村)・飛騨市である。



3. 実習生の受け入れ理由

実習施設にとって、実習生を受け入れることは、実習計画の作成、利用者の特性や接し方に関するレクチャー、都度の現場指導や実習日誌の目通し・コメント記入など、日々の業務に加えて負担が増すことになる。実習施設にとって義務ではない実習生の受け入れをなぜ行うのか。その調査結果を「図表2 実習生を受け入れる理由」に示す。

回答選択肢は「施設の役割」(実習生の指導は福祉機関・施設の役割だから)、「広報・PR」(事業内容・取り組みについて知ってもらえる機会になるから)、「人材確保」(将来の職員(人材)を確保したいから)、「指導職員成長」(実習指導職員の成長につながるから)、「他職員好影響」(実習指導職員以外の職員に良い影響を及ぼすから)、「利用者好影響」(利用者等に良い影響を及ぼすから)、「社会貢献」(社会貢献につながるから)、「その他」である。

これらのうち「3つまで」選択回答することを求めた。また「その他」については自由記述を求めた。

「県全体」の傾向として、もっとも高い比率を占めたのが「人材確保(40.9%)」である。「施設の役割(35.3%)」「広報・PR(32.1%)」「指導職員育成(22.1%)」「他職員好影響(15.3%)」「社会貢献(12.3%)」「利用者好影響(1.5%)」と続く。

各圏域を県全体の比率値を基準として、項目ごとにみていく。

「施設の役割」では比率が高い順に「中濃(43.6%)」「西濃(39.4%)」が「県全体(35.3%)」を上回り、続いて「東農(34.6%)」「岐阜(34.4%)」「飛騨(24.1%)」である。

同様の順列で「広報・PR」では、「飛騨(41.4%)」「中濃(35.9%)」「西濃(34.8%)」が県全体(32.1%)を上回り、県全体と同率で「東農(32.1%)」、次いで「岐阜(27.9%)」である。

「人材確保」では「中濃(46.2%)」「岐阜(44.3%)」「飛騨(41.4%)」が「県全体(40.9%)」を上回り、次に「西濃(39.4%)」「東濃(35.8%)」となっている。

「指導職員成長」では「中濃(38.5%)」「西濃(28.8%)」と続き、「県全体(22.1%)」を下回るのが「東農(21.0%)」「飛騨(20.7%)」「岐阜(14.8)」の順である。

「他職員好影響」をみると「中濃(20.5%)」「岐阜(19.7%)」が上回り、「県全体(15.3%)」を境に「飛騨(13.8%)」「西濃(13.6%)」「東農(8.6%)」と続く。

「利用者好影響」は県全体、各圏域とも比率が小さいため、比較対象としない。

「社会貢献」では「西濃(21.2%)」「中濃(12.8%)」が「県全体(12.6%)」を上回り、「岐阜(12.3%)」「東農(9.9%)」「飛騨(3.4%)」と続く。

「その他」の記述として、後進育成を実習施設の役割とする意見もあれば、現場の人員補完を期待する認識が示されている。

図表2 実習生を受け入れる理由（「3つまで」回答）

圏域 受入理由	県全体	各圏域				
		岐阜	西濃	東濃	中農	飛騨
施設の役割	120	42	26	28	17	7
	35.3%	34.4%	39.4%	34.6%	43.6%	24.1%
広報・PR	109	34	23	26	14	12
	32.1%	27.9%	34.8%	32.1%	35.9%	41.4%
人材確保	139	54	26	29	18	12
	40.9%	44.3%	39.4%	35.8%	46.2%	41.4%
指導職員成長	75	18	19	17	15	6
	22.1%	14.8%	28.8%	21.0%	38.5%	20.7%
他職員好影響	52	24	9	7	8	4
	15.3%	19.7%	13.6%	8.6%	20.5%	13.8%
利用者好影響	5	1	2	2	0	0
	1.5%	0.8%	3.0%	2.5%	0.0%	0.0%
社会貢献	43	15	14	8	5	1
	12.6%	12.3%	21.2%	9.9%	12.8%	3.4%
回答票数	340	122	66	81	39	29
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

「その他」として次の回答(自由記述)が示された(類似の回答を集約)。

- ・ 所属機関に関わらず後進育成は社会福祉士の役割である。
- ・ 他者の立場から意見をもらえる。
- ・ 業務補助や人員不足に充てられる。

4. 実習生の受け入れ意向

義務ではない実習生の受け入れについて、実習施設は積極的な認識なのか、消極的なのか。その調査結果が「図表3 実習生の受け入れ意向」である。回答は四件法により求めた。また実習生を「受入れたくない」理由について自由記述で回答を求めた。

「県全体」の傾向では、「積極的に受入れたたい(28.2%)」と「どちらかといえば受け入れたたい(36.8%)」を合算した「受入れたたい 計(65.0%)」(以下「受入れたたい」。表の網掛け)が高く、「あまり受入れたくない(14.5%)」と「まったく受入れたくない(5.0%)」を合算した「受入れたくない 計(19.5%)」(以下「受入れたくない」。表の網掛け)の回答は、比率比較で三倍を超える。

圏域に視点を移すと、いずれも「受入れたたい」が「受入れたくない」を上回っている。圏域ごとに「受入

りたい」とするポイントから「受入れたくない」ポイントを差し引き、差の大きい順に並べると「中濃」(58.3ポイント差)、「西濃」(58.0ポイント差)、「東農」(41.6ポイント差)、「岐阜」(37.6ポイント差)、「飛騨」(37.5ポイント差)である。差が大きいほど「受入れたたい」傾向が強い圏域といえる。

「受入れたくない」理由では、人員体制の不十分さ、業務の多忙さ、利用者情報の漏えい防止、新型コロナ感染防止などがあげられている。

5. 実習指導者の状況

実習生の受け入れには、実習施設に実習指導者が存在していなければならない。実習指導者は、社会福祉士取得後、3年以上の相談援助業務経験を有する社会福祉施設・機関の職員が、「社会福祉士実習指導者講習会」(以下、講習会)を受講し、研修終了後、修了証を得た者に認定される。実習指導者(講習会を修了した社会福祉士)の状況に関する調査結果が「図表4 実習指導者の状況」である。

回答は、講習会受講について相談援助業務経験3年以上の職員の「全員が修了している」「一部が修了している」「全員が修了していない」、相談援助経験3年以上の職員は「存在しない」から選択するよう求めた。

「県全体」では、「全員が修了(9.8%)」と「一部が修了(34.7%)」を合算すると、44.5%の実習施設に実習指導者が存在している。逆に「修了者が存在しない(37.4%)」や3年以上の相談援助経験を有する社会福祉士が「存在しない(18.1%)」のは、あわせて55.5%である。これらは実習指導者が不在のため実習生の受け入れはできないことになる。

「全員が修了」または「一部が修了」の合算(表の網掛け)で、比率の高い順に圏域をみると「中濃(50.0%)」「西濃(46.3%)」「岐阜(46.0%)」「東農(44.9%)」「飛騨(28.0%)」となる。ただし、これは調査時点の状況であり、今後、各圏域の社会福祉士が相談援助経験を積み、講習会修了すれば、実習指導者になりうる可能性がある。

6. 「社会福祉士実習指導者講習会」の受講勧奨

「図表3 実習生の受け入れ意向」では、県全体でおよそ三分の二以上が実習生を「受入れたたい」としていた。しかし「図表4 実習指導者の状況」では、少なくとも調査実施時点で、半数を超える実習施設が実習生を受け入れできない状況が示された。

繰り返しになるが実習生の受け入れには、勤務する3年以上の相談援助経験を有する社会福祉士が講習会を修了し実習指導者の認定を受けなければならない。実習施設の三分の二以上が実習生を「受入れたたい」とする中で、講習会受講の認識について尋ねた調査結果が「図表5 講習会の受講勧奨」である。

実習施設は、講習会受講について積極的な認識なのか、四件法で尋ね「勧めたくない」理由については自由記述を求めた。

「県全体」では「積極的に勧めたい(16.0%)」と「どちらかといえば勧めたい(42.0%)」を合算した「勧めたい 計」(以下「勧めたい」表の網掛け)で58.0%となっている。「あまり勧めたくない(16.5%)」と「まったく勧めたくない(2.6%)」を合算した「勧めたくない 計」(以下「勧めたくない」表の網掛け)では19.0%である。「勧めたい」とする実習施設が「勧めたくない」よりも比率比較で三倍である。

いずれの圏域も「勧めたい」が「勧めたくない」を上回っている。圏域ごとに「勧めたい」とするポイントから「勧めたくない」ポイントを差し引き、差の大きい順に並べると「西濃」(58.4ポイント差)、「岐阜」

(39.8ポイント差)、「中濃」(34.6ポイント差)、「東農」(35.7ポイント差)、「飛騨」(8.7ポイント差)である。「勧めたい」傾向が強いのはポイント差が大きい圏域であり、ポイント差が小さいのは拮抗傾向である。

「勧めたくない」理由では、実習施設の人員体制や業務多忙といった回答のほか、実習生受け入れそのものの是非や業務との関連性の希薄さを指摘する意見がみられる。

7. 「社会福祉士実習指導者講習会」の受講勧奨の検討事項

上述のとおり、講習会受講を「勧めたい」とする実習施設が六割近く存在している。講習会受講は、社会福祉士自らが参加を申し込むか、実習施設の業務として参加するか、いずれかであろう。

「図表2 実習生を受け入れる理由」では「人材確保」の観点から実習生を受け入れる施設がもっとも高い比率であった。また「図表3 実習生の受け入れ意向」では実習生を「受入れたい」とする比率が六割強である。実習施設が「人材確保」という人材マネジメントのために実習生を「受入れたい」のであれば、講習会受講は業務として参加させることが妥当だと思われる。

実習施設が講習会受講を勧める際に検討する事項は何であろうか。いくつかの選択肢を示して回答を求めたのが「図表6 講習会受講勧奨の検討事項」である。

「県全体」の傾向として、もっとも高い比率を占めたのが「講習会の日程(80.6%)」である。次いで「会場までの距離(61.8%)」「受講料の額(54.8%)」であり、この三項目は半数を超えている。以下、「講習会のプログラム25.3%」「講習会の主催組織(8.1%)」「使用するテキスト(3.8%)」「講師の顔ぶれ(2.7%)」と続く。

各圏域を県全体の比率値を基準として、項目ごとにみていく。

「受講料の額」では比率が高い順に「飛騨(57.1%)」であり、「西濃(56.1%)」と「東農(56.1%)」は同列、「中濃(52.6%)」、「岐阜(53.5%)」と続く。「県全体」と比べ、圏域の違いによる大差はない。

「会場までの距離」では、「飛騨(78.6%)」が「県全体」を大きく上回り、次いで「中濃(63.2%)」「岐阜(62.0%)」、同列で「西濃(58.5%)」「東農(58.5%)」である。

「講習会の日程」では「中濃(89.5%)」「飛騨(85.7%)」が「県全体」を上回り、「東農(80.5%)」「岐阜(80.3%)」がほぼ同列、「西濃(75.6%)」と続く。

「講習会の主催組織」は「県全体」でも検討事項とする回答比率は低い。同様の傾向が「使用するテキスト」と「講師の顔ぶれ」でみられることから、これら三項目について圏域との比較を行わない。

残る「講習会のプログラム」では「飛騨(35.7%)」「中濃(31.6%)」が各圏域の三割を上回り、「岐阜(28.2%)」を加えた三圏域が「県全体」をやや上回っている。次いで「東農(22.0%)」「西濃(17.1%)」の順である。

「その他」の記述として、受講勧奨することで現場業務への支障を懸念する意見が散見される。

8. 実習生に学ばせたいこと

ここまで、実習施設の状況について、どちらかと言えば外形的にみてきた。最後に実習施設は実習生に何を学ばせたいと認識しているのか、を取り上げる。

調査では、2021改正「ソーシャルワーク実習」の「教育に含むべき事項」を参考に回答選択肢を設定し、実習施設は「受入れる実習生にどのようなことを学ばせたい」か、を尋ねた。その結果が「表7 実習生に学ばせたいこと」である。

「県全体」の傾向として、もっとも高い比率を占めたのが「コミュニケーションに関する理解(56.2%)」である。次に比率が高い順でみると「多職種連携に関する理解(50.9%)」「利用者特性や地域状況に関する理解(44.4%)」「社会福祉士の役割・責任に関する理解(36.7%)」「相談援助の技術に関する理解(35.5%)」であり、これらの項目は五〜三割ほどの比率を示す。それに比べ「運営管理に関する理解(4.1%)」は極端に低い比率である。

各圏域を県全体の比率値を基準として、項目ごとにみていく。

「コミュニケーションに関する理解」の比率が高い圏域を順にみると、「飛騨(76.9%)」「西濃(68.4%)」が「県全体」を上回り、これとほぼ同列で「岐阜(55.9%)」、下回るのが「東農(45.0%)」「中濃(42.1%)」である。

「相談関係に関する理解」は、比率の高い順に「西濃(42.4%)」「中濃(37.5%)」「岐阜(34.3%)」「東農(31.6%)」であり、これら圏域は「県全体」と大差ない。やや下回って「飛騨(21.1%)」が続く。

「利用者特性や地域状況に関する理解」では、「中濃(57.9%)」「東農(55.0%)」が「県全体」をやや大きく上回り、同等なのが「西濃(47.4%)」「飛騨(46.2%)」、やや下回って「岐阜(30.5%)」と続く。

「多職種連携に関する理解」では、「飛騨(61.5%)」が「県全体」を大きく上回り、やや上回る位置に「中濃(57.9%)」、同等の位置で「西濃(50.0%)」、やや下回る位置に「岐阜(49.2%)」「東農(47.5%)」と続く。

「社会資源に関する理解」では、「西濃(50.0%)」が「県全体」を大きく上回り、ほぼ同等で「岐阜(28.8%)」「東農(22.5%)」「飛騨(23.1%)」、やや下回って「中濃(15.8%)」と続いている。

「運営管理に関する理解」は「県全体」の比率が低いため、比較検討しない。

「社会福祉士の役割・責任に関する理解」では、「岐阜(44.1%)」「中濃(42.1%)」が「県全体」をやや上回り、ほぼ同等で「西濃(36.8%)」「飛騨(30.8%)」「東農(25.0%)」がやや下回って続く。

「相談援助の技術に関する理解」では、「中濃(63.2%)」が「県全体」を大きく上回る。同等で「東農(37.5%)」「西濃(36.8%)」、やや下回り「岐阜(27.1%)」が、下回り幅が若干大きく「飛騨(23.1%)」が続く。

「その他」の記述として、現場での学びの重視、そこで求められる資質などの修得といった、実践を重視する意見が示された。

図表3 実習生の受け入れ意向

圏域 受入意向	県全体	各圏域				
		岐阜	西濃	東濃	中農	飛騨
積極的に 受入れたい	62 28.2%	16 20.8%	18 36.0%	15 28.3%	9 37.5%	4 25.0%
どちらかと言えば 受入れたい	81 36.8%	30 39.0%	18 36.0%	19 35.8%	8 33.3%	6 37.5%
受入れたい 計	143 65.0%	46 59.7%	36 72.0%	34 64.2%	17 70.8%	10 62.5%
あまり 受入れたくない	32 14.5%	13 16.9%	7 14.0%	6 11.3%	3 12.5%	3 18.8%
まったく 受入れたくない	11 5.0%	4 5.2%	0 0.0%	6 11.3%	0 0.0%	1 6.3%
受入れたくない 計	43 19.5%	17 22.1%	7 14.0%	12 22.6%	3 12.5%	4 25.0%
わからない	34 15.5%	14 18.2%	7 14.0%	7 13.2%	4 16.7%	2 12.5%
回答票数	220 100%	77 100%	50 100%	53 100%	24 100%	16 100%

「受け入れたくない」理由として、次の回答（自由記述）が示された（類似の回答を集約し、いくつかに分類）。

1. 実習生指導の人員体制に関する回答

- ・実習指導者が在職していない、少ない。
- ・（職員の）異動や担当業務の変更などにより、指導できる職員の確保が難しい。
- ・受入れたいが指導できる社会福祉士が在職していない（経験年数が満たない）。
- ・実習生受入れの必要性は充分認識しているが、実習生を受け持つ人材を確保できない現状がある。
- ・職員数の減少に伴い実習生指導の時間確保が難しい。
- ・そもそもマンパワーが不足している。

2. 通常業務に関する回答

- ・指導できる職員が管理者などで多忙である。
- ・経験の薄いワーカーの指導で手一杯である。
- ・業務が多忙である（人員や時間に余裕がない）。

3. 利用者個人の情報保護に関する回答

- ・利用者の個人情報の漏えいに懸念がある。
- ・利用者の個人情報を実習生にどこまで開示してよいか、判断が難しい。
- ・（実習生受入れは）利用者への配慮が難しい。
- ・金銭的な問題を抱える利用者が多く（実習生という）第三者の立会は好ましくない。

4. 新型コロナウイルス（COVID-19）に関する回答

- ・コロナ禍により予定（計画）どおりの実習指導が困難である。
- ・部外者の立ち入りは感染拡大の恐れがある。
- ・感染が終息しないと受入れは難しい。

5. 実習指導のあり方に関する回答

- ・実習期間（日数や時間数）が長い。
- ・実習生を指導するメニューが未整備である。

6. その他の回答

- ・社会福祉士でなければ行えない業務がない（実習生のためにならない）。
- ・介護実習生など、他の専門資格のための実習生受入れを優先する。
- ・満足できる実習内容の準備が困難である。
- ・将来、実習生が（就労）志望する分野・領域と一致していない。
- ・法人（全体）として受入れており、（単体の）施設としては難しい。
- ・公的機関が受け入れるべきである。
- ・法人の方針、業務委託元の方針である。

図表4 実習指導者の状況

相談援助経験 3年以上の職員の	県全体	各圏域				
		岐阜	西濃	東濃	中農	飛驒
全員が修了	26	10	6	8	1	1
	9.8%	11.2%	11.1%	11.6%	3.6%	4.0%
一部が修了	92	31	19	23	13	6
	34.7%	34.8%	35.2%	33.3%	46.4%	24.0%
実習指導者が 存在する 計	118	41	25	31	14	7
	44.5%	46.1%	46.3%	44.9%	50.0%	28.0%
修了者はいない	99	31	21	24	11	12
	37.4%	34.8%	38.9%	34.8%	39.3%	48.0%
存在しない	48	17	8	14	3	6
	18.1%	19.1%	14.8%	20.3%	10.7%	24.0%
回答票数	265	89	54	69	28	25
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図表5 講習会の受講勧奨

圏域 受入意向	県全体	各圏域				
		岐阜	西濃	東濃	中農	飛驒
積極的に 勧めたい	37	13	7	10	5	2
	16.0%	16.7%	14.6%	17.9%	19.2%	8.7%
どちらかと言えば 勧めたい	97	33	26	20	10	8
	42.0%	42.3%	54.2%	35.7%	38.5%	34.8%
勧めたい 計	134	46	33	30	15	10
	58.0%	59.0%	68.8%	53.6%	57.7%	43.5%
あまり 勧めたくない	38	14	4	8	6	6
	16.5%	17.9%	8.3%	14.3%	23.1%	26.1%
まったく 勧めたくない	6	1	1	2	0	2
	2.6%	1.3%	2.1%	3.6%	0.0%	8.7%
勧めたくない 計	44	15	5	10	6	8
	19.0%	19.2%	10.4%	17.9%	23.1%	34.8%
わからない	53	17	10	16	5	5
	22.9%	21.8%	20.8%	28.6%	19.2%	21.7%
回答票数	231	78	48	56	26	23
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

「勧めたくない」理由として、次の回答（自由記述）が示された（類似の回答を集約）。

- ・すでに修了者がいる。
- ・現場指導の職員として適任ではないため。
- ・講習会を受講させる人的余裕がない。
- ・講習会を受講させる時間的余裕がない。
- ・講習会を受講させる必要性がない（少ない）。
- ・仕事とは関係がない。
- ・社会福祉士が他の業務に従事している。
- ・実習生を受け入れる余裕がない。
- ・業務が多忙である。
- ・実習生を受け入れていない。
- ・社会福祉士である職員が短時間勤務である。
- ・他の資格に係る実習を優先する。
- ・（同一法人などの）他部署に有資格者がいるため（当施設では勧める必要がない）。
- ・（個別の）各所属（部署）で判断すべきことではない。
- ・職員のレベルアップのため受講勧奨したいが、組織として（実習生を）受け入れる体制になっていない。

図表6 講習会受講勧奨の検討事項（「3つまで」回答）

検討事項	県全体	各圏域				
		岐阜	西濃	東濃	中農	飛驒
受講料の額	102	38	23	23	10	8
	54.8%	53.5%	56.1%	56.1%	52.6%	57.1%
会場までの距離	115	44	24	24	12	11
	61.8%	62.0%	58.5%	58.5%	63.2%	78.6%
講習会の日程	150	57	31	33	17	12
	80.6%	80.3%	75.6%	80.5%	89.5%	85.7%
講習会の主催組織	15	8	1	5	1	0
	8.1%	11.3%	2.4%	12.2%	5.3%	0.0%
講習会のプログラム	47	20	7	9	6	5
	25.3%	28.2%	17.1%	22.0%	31.6%	35.7%
使用するテキスト	7	3	2	2	0	0
	3.8%	4.2%	4.9%	4.9%	0.0%	0.0%
講師の顔ぶれ	5	2	1	1	0	1
	2.7%	2.8%	2.4%	2.4%	0.0%	7.1%
その他	14	6	5	1	1	1
	7.5%	8.5%	12.2%	2.4%	5.3%	7.1%
回答票数	186	71	41	41	19	14
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

「その他」として次の回答（自由記述）が示された（類似の回答を集約）。

- ・勤務時間との兼ね合い(休みがなくなる、など)。
- ・業務の都合。
- ・(受講を)職務とするか否か。
- ・受講のための時間を確保できない(確保が難しい)。
- ・(該当する社会福祉士の)勤務年数やキャリア(との兼ね合い)。
- ・(研修会受講対象の)職員の指導者として適切性。
- ・実習指導できる職員が(実習生受入れとは関連の薄い)他部署に異動する可能性がある。
- ・オンラインでの開催(ができると良い)。
- ・該当職員にさらに経験を積ませること。

図表7 実習生に学ばせたいこと(「3つまで」回答)

検討事項	県全体	各圏域				
		岐阜	西濃	東濃	中農	飛騨
コミュニケーションに関する理解	95 56.2%	33 55.9%	26 68.4%	18 45.0%	8 42.1%	10 76.9%
相談関係に関する理解	58 34.3%	25 42.4%	12 31.6%	15 37.5%	4 21.1%	2 15.4%
利用者特性や地域状況に関する理解	75 44.4%	18 30.5%	18 47.4%	22 55.0%	11 57.9%	6 46.2%
多職種連携に関する理解	86 50.9%	29 49.2%	19 50.0%	19 47.5%	11 57.9%	8 61.5%
社会資源に関する理解	36 21.3%	17 28.8%	19 50.0%	9 22.5%	3 15.8%	3 23.1%
運営管理に関する理解	7 4.1%	1 1.7%	3 7.9%	2 5.0%	1 5.3%	0 0.0%
社会福祉士の役割・責任に関する理解	62 36.7%	26 44.1%	14 36.8%	10 25.0%	8 42.1%	4 30.8%
相談援助の技術に関する理解	60 35.5%	16 27.1%	14 36.8%	15 37.5%	12 63.2%	3 23.1%
その他	8 4.7%	3 5.1%	1 2.6%	0 0.0%	2 10.5%	2 15.4%
回答票数	169 100%	59 100%	38 100%	40 100%	19 100%	13 100%

「その他」として次の回答(自由記述)が示された(類似の回答を集約)。

- ・教科書では学べない対人サービス。
- ・対人サービスに必要なこと。
- ・業務の実態、(現場に)求められる能力や資質。
- ・一般常識。
- ・知識だけでなく人間性。

9. 若干の考察

県全体と各圏域との比較から、同じ県内でも圏域特性らしき事象が明らかになった。

実習生の受入れは、「人材確保」を意図する施設がもっとも多く、県全体・各圏域のいずれも四割前後である(図表2)。岐阜県は人口減少県であり、就労人口の減少が指摘される中、「人材確保」は実習施設にとって切実な問題と考えられる。

このことは実習生の「受入れ意向」にも表れている。県全体で六割以上が「受入れたい」との認識を示し、各圏域でも大差は認められない。ただし「受入れたくない」が県全体で二割前後を示したことは看過できない。「人材確保」の難しさが背景にあるのか、自由記述では、利用者情報の漏えいといった日常的な懸念のほか、人員体制や業務多忙を指摘する意見がみられた。新型コロナウイルス感染防止対策といった今日的な背景があるものの、実習施設の人手のやりくりが慢性化していることをうかがわせる(図表3)。

そのためなのか、「人員確保」や実習生「受入れ意向」に前向きな意図は持ちつつも、受け入れ要件である実習指導者の存在状況は、県全体でも半数に満たない。とりわけ「飛騨」においては三割を下回る(図表4)。実習指導者を増やす方策として講習会受講があるのだが、県全体でも二割ほどが受講を「勧めたくない」とし「飛騨」においては三割を超す(図表5)。

受講を勧める検討事項の上位三つは「講習会の日程」「会場までの距離」「受講料の額」である(図表6)。

日程と受講料の額は圏域による影響が大きいとは考えにくい。圏域単体の面積が広く、移動に躊躇する傾向が高いのは「中濃」の山間地や「飛騨」と考えられる。このことが受講勧奨を妨げる要因としてあるのではないかと。

こうした傾向がみられる中で、ソーシャルワーク実習の中身ともいえる「実習生に学ばせたいこと」（図表7）をみると、県全体の上位三つは「コミュニケーション」「多職種連携」「利用者特性や地域状況」である。意図的な会話力、課題を抱える当事者や居住地域のあり様、当事者周辺にいる多様な支援者との関係性といったものが、実務者の関心ごとであり、かつ業務の要でもあることをうかがわせる。これら三項目のうち「コミュニケーション」と「多職種連携」の二項目について、「飛騨」は県全体の比率値を大きく超えている。豊かなコミュニケーションと多職種による支援の展開を重視していることがうかがえる。

以上、雑ぱくではあるが若干の考察を試みた。県全体と各圏域との比較から、いくつかの項目で「飛騨」に特化した論考となったが、もちろん他の圏域もそれぞれの特徴を有していることは、前掲の図表に示されているとおりでである。

より良いソーシャルワーカーの養成は、養成校だけで成し得るものではなく、現場である施設と、リカレント教育の要素が大きい。人材確保だけでなく、実習施設にとってさまざまな好影響を期待できるのがソーシャルワーク実習である。なぜなら実習生の受入れは、現場にとってOJT(On Job Training)でもOff-JT(Off-Job Training)でもなく、ソーシャルワーク理論と実践を融合させる数少ないスーパービジョンの機会であり、ひいては根拠に基づくソーシャルワーク実践(evidence-based socialwork:EBS)につながると考えるからである。

岐阜県は南北に長い内陸県で、北部と南部では、地勢や気候、地域産業や産業別就労人口などに「圏域」特性がある。養成校と実修施設、あるいは職能団体との連携に「圏域」という視点からアプローチすることが必要ではないだろうか。

注 釈

- 注1) ソーシャルワーク実習については「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（平成30年3月28日。最終改正：元文科高第1122号・社援発0306第23号、令和2年3月6日。文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長連盟通知）の「7 実習に関する事項」の（2）に示されている。
- 注2) 実習施設の種別は「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」（昭和62年12月15日厚生省告示第203号、最終改正：平成30年3月30日厚生労働省告示第180号。平成20年11月11日社援発第1111001号、最終改正：令和2年3月6日、社援発0306第5号）に示されている。
- 注3) 実習指導者については、注1)と同じ「7 実習に関する事項」の（6）に示されている。
- 注4) 調査は共同研究として実施し、筆者を調査代表に、山田武司氏、高木博史氏（いずれも岐阜協立大学経済学部）の三名で行った。「岐阜県内におけるソーシャルワーク実習施設に関する調査研究」岐阜協立大学地域創生研究所『地域創生 42』pp. 13-24(2023)。
- 注5) 拙稿(2023)「岐阜県におけるソーシャルワーク実習施設の現状と課題」『岐阜協立大学論集56-2』

pp21-45。

注6) 調査対象とする施設の選定は、次の資料に基づいた。

- ・ 地域包括支援センター：岐阜県『令和2年度地域包括支援センター一覧』
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/102196.pdf>。2021.1.21 検索)
- ・ 特別養護老人ホーム：『岐阜県特別養護老人ホーム一覧』
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/221159.pdf>。2021.1.21 検索)
- ・ 一般・特定・障害児相談支援事業所：岐阜県『指定障害福祉サービス事業所等一覧表』(Excel ファイル)
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26315.html>。2021.1.21 検索)
- ・ 障害者相談所：岐阜県ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2373.html>。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4042.html>。 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6773.html>。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20822.html>。いずれも 2021.1.21 検索)
- ・ 児童相談所：岐阜県ホームページ。(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3892.html>。2021.1.21 検索)
- ・ 病院：岐阜県『病院施設一覧』(Excel ファイル) (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1668.html>。
2021.1.21 検索)
- ・ 福祉事務所：岐阜県ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6503.html>。2021.1.21 検索)
- ・ 社会福祉協議会：岐阜県社会福祉協議会ホームページ (<https://www.winc.or.jp/shicyoson/index.html>。
2021.1.21 検索)

参 考

- ・ 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、2018(平成30)年3月27日。
- ・ 「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室、2019(令和元)年6月28日。
- ・ 「統計からみた岐阜県の現状 概要版」岐阜県環境生活部統計課、2022(令和4)年6月。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/306220.pdf>。2022.8.19検索)
- ・ 「統計からみた岐阜県の現状」(詳細版)岐阜県環境生活部統計課、2022(令和4)年6月。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/306126.pdf>。2022.8.19検索)
- ・ 「岐阜県の人口減少の状況」岐阜県環境生活部統計課、2022(令和4)年6月更新。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/306127.pdf>。2022.8.19検索)